

第四章 選 挙

第一節 選挙制度の変遷

明治十一年（一八七八）七月二十二日、郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則等いわゆる三新法が公布された。これによりやく地方自治制度の軌道が敷かれたわけであるが、明治十三年四月に区町村会法が布達され選挙により村會議員が選出されることとなった。住民が代表を選んで村政に参与するという制度のはじまりである。

明治二十一年（一一八八）四月市制、町村制が公布された。この法律公布により明治初年より約二十年間朝令暮改、かずかずの曲折を経てきた地方行政組織がはじめて一本の法体系に組みこまれ機能を發揮することとなった。この法律により地方自治運営の根幹をなす市町村長、會議議員選挙をどのように執行するかも明文化された。まず選挙権、被選挙権は満二十五歳以上の男子であること。地租または直接国税（所得税または營業税）二円以上納める者であること。納税額の多少により市は三、町村は二の階層に分けて有権者を区分した。いわゆる等級選挙制度である。これは各級ごとに当選者の定数が定められていて実質的には多額納税者の一票は低額納税者の六倍の価値を有するほどの格差があつたのである。この等級制度は大正十年の法改正で廃止されたが、その他の選挙権に関する要件は大正十五年

の普通選挙法施行まで続いた。市町村長は市町村会議員により選挙され、知事の認可を必要とした。

本県における県会議員選挙は明治九年十一月公布された県会条例によって翌十年一月二十一日執行された。しかし明治十一年七月公布された法律、府県会規則（三新法）に基づく選挙が改めて明治十二年三月二日執行された。これをもって第一回県会議員選挙と位置づけた。議員定数は東山梨・中巨摩・北巨摩の三郡が各四人、その他の郡が各三人とされた。

明治二十二年（一八八九）二月十一日、大日本帝国憲法が公布された。これに基づき衆議院議員選挙法をはじめ、立憲政治に必要な各種の基本法が整備されてゆくのであるが、県会議員選挙の基礎となる府県制、郡制は明治二十三年五月公布された。市制、町村制はすでに明治二十一年四月に公布されている。県会議員選挙の選挙権は満二十歳以上の男子で、地租年額五円以上を納める者。被選挙権は満二十五歳以上の男子で地租年額十円以上を納める者で、その府県に満三年以上居住している者とされた。投票は記名投票主義が採用された。

衆議院議員選挙法は憲法公布と同時に公布されたが、これによる選挙権は満二十五歳以上の男子で直接国税を年額十五円以上納める者とした。被選挙権は満三十歳以上の男子とされ、投票は住所氏名捺印した記名投票制であった。第一回の衆議院議員選挙は明治二十三年七月一日執行された。

憲法公布以後の推移をみる。

衆議院議員選挙法は明治三十三年三月、全文の改正があり、納税条件が緩和され直接国税十円以上となり、被選挙権における納税条件が撤廃され、大選挙区制の採用、無記名投票制、法定得票数などが明定された。さらに大正八年五月普通選挙運動に対処して一部改正が行われ有権者の資格条件が緩和された。

大正十四年（一九二五）三月、衆議院議員普通選挙法が国会を通過した。明治三十四年最初の提案から二十五年の歳月を経過したのである。改正要点は、①納税条件の撤廃②貧困による救助扶助をうけている者一定の住所を有しない者は欠格とする③中選挙区（一区三～五名）の採用④選挙運動費用の制度化⑤立候補の届出制⑥不在者投票⑦無料郵便の制度―などのほか戸別訪問、個々面接などの制限が規定された。この法案の審議過程で枢密院は普選による思想悪化のおそれありとして、その取り締まりに条件を付した。これにより治安維持法の制定となり、同年三月十九日同法案は国会を通過、その十日後の二十九日普通選挙法は国会を通過成立した。これによって年齢二十五歳以上の男子は、禁治産者、精神薄弱者等欠格事由のない限りひとしく選挙権をもつこととなった。法律は五月五日公布され、最初の普通選挙は昭和三年二月執行された。普通法公布にともない大正十五年六月二十四日、府県制市町村制の改正法が公布され国会選挙と同一の選挙権が保証されることとなった。

以後選挙法は昭和九年に一部改正があり、主として選挙運動の制限、公報発行などが規制された。昭和十五年に至って選挙権を世帯主と兵役義務修了者のみに限定しようとする改正案が出されたが不成立、その年八月政党は解党し、十月大政翼賛会が成立、大政翼賛会はやがて軍部の支配に属し太平洋戦争へと時代は推移してゆくのである。

太平洋戦争終結後の昭和二十年（一九四五）十二月、衆議院議員選挙法が改正され、現行法への基礎が固められた。すなわち①選挙権、被選挙権の性別制限の撤廃、②選挙権の適齢を満二十歳以上に、被選挙権を満二十五歳以上とする③都道府県単位の大選区制④制限連記制の規定―など画期的な改正であった。その翌二十一年五月東京都制、府県制、市町村制の改正で有権者の直接投票による首長公選制が実現した。地方議員選挙においても衆議院議員選挙法に対応して選挙権が拡大され、昭和二十二年四月全国一斉に地方選挙が実施された。同年五月三日地方自治法の施行

となり、ここに過去長期にわたり府県制、市制、町村制等に区分し運営されてきた地方自治制度が一本に法制化され、住民の自治権が保証されることとなったのである。一方、第二院としての貴族院は廃され、昭和二十二年二月、参議院議員選挙法が公布され、第二院としての機能をもつこととなった。

昭和二十五年四月公職選挙法が公布される。今までそれぞれ異なる法体系に含まれて執行されてきた公職の選挙が以後すべて統一された法の規制下に行われることとなったのである。以後選挙は各地方自治体の機関内に設置され独自の権限を付与された選挙委員会によって管理運営されることとなる。

時代の推移につれて選挙運動は個人本位から政党本位の運動へと進展し複雑化してくる。これに対応して部分的改正はしばしば行われて現在に及んでいる。政府は昭和三十六年選挙制度審議会を設置し、その答申に基づき所要の改正を行っているのであるが議員定数の是正など困難な問題を抱えているのが現状である。

第二節 各種選挙の概況

本節では太平洋戦争終結後施行された新法により執行された各種選挙の概況を別表で示した。すなわち、衆議院議員、参議院議員、知事、県議会議員、村長、村議会議員選挙である。このうち参議院全国区選出議員、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律一三六号）に基づき衆議院議員選挙の際並行して執行される審査投票等は多岐にわたるため省略した。なお公選法により行われる農業委員会委員選挙は第六編関連事項として省略した。

衆議院議員選挙結果表（○印当選者）

執行年月日	候補者の氏名	党 派	得 票 数	備 考
昭和21. 4. 10	○平 野 力 三	日本社会党	139	得票総数 9,000 票未満の候補名 は省略する。
	○天 野 久	日本進歩党	394	
	○樋 貝 詮 三	日本自由党	132	
	○笠 井 重 治	無 所 属	133	
	○松 沢 一	日本社会党	13	
	笠 井 とも子	無 所 属	158	
	鈴 木 正 文	日本自由党	20	
	臼 井 治 郎	日本社会党	8	
	清 水 彦 六	日本進歩党	61	
	大久保松代	無 所 属	21	
	矢 崎 朝 芳	日本進歩党	120	
	雪 江 雪	日本共産党	63	
	大 木 金次郎	無 所 属	14	
	平 林 太 一	日本進歩党	2	
三 枝 一 保	日本共産党	35		
昭和22. 4. 25	○平 野 力 三	日本社会党	73	有権者数 1,252
	○天 野 久	日本民主党	227	
	○松 沢 一	日本社会党	54	
	○鈴 木 正 文	日本自由党	105	
	○樋 貝 詮 三	〃	92	
	臼 井 治 郎	日本社会党	3	
	笠 井 重 治	日本民主党	42	
	秋 山 賢 蔵	〃	9	
	雪 江 雪	日本共産党	38	
	古 屋 勤 治	国 民 党	108	
池 谷 矩 治	無 所 属	4		
昭和24. 1. 23	○樋 貝 詮 三	民主自由党	55	有権者数 1,260
	○鈴 木 正 文	〃	58	
	○天 野 久	民 主 党	247	
	○深 沢 義 守	日本共産党	89	
	○小 林 信 一	無 所 属	198	
	小 野 永 雄	日本社会党	2	
	山 田 栄太郎	民主自由党	29	
	松 沢 一	社会革新党	4	
	秋 山 賢 蔵	民 主 党	2	

第四章 選挙

	笠井重治 鈴木隆平 古屋貞雄 小野崎一 藤本直 古屋勤	無所属 諸派 日本社会党 諸派 〃 国民協同党	23 166 178 15 4 66	
昭和27. 10. 1	○平野力三 ○内田常雄 星野重次 ○吉江勝保 池谷源一 亀井高義 小林信一 鈴木正文 ○古屋貞雄 深沢義守 ○荻野豊	協同党 自由党 改進黨 自由党 無所属 大日本愛国 改進黨 自由党 日本社会党 日本共産党 無所属	60 167 106 73 94 — 220 78 162 76 27	当日有権者数 1,231 投票総数 1,086 有効投票 1,064 無効投票 22
昭和28. 4. 19	笠井重治 ○平野力三 荻野豊平 吉江勝保 ○鈴木正文 内田常雄 ○古屋貞雄 ○小林信一 ○古屋菊雄 堀内文美 米内栄一	無所属 日本社会党 無所属 自由党 〃 〃 日本社会党 無所属 改進黨 無所属 日本共産党	14 67 130 58 76 82 141 154 73 0 退候	当日有権者数 1,262 投票総数 803 有効投票 795 無効投票 8
昭和30. 2. 27	○荻野豊平 ○内田常雄 鈴木正文 ○古屋貞雄 安田敏雄 ○堀内一雄 堀内文美 平野力三 平林新一郎	日本民主党 自由党 自由党 日本社会党 〃 日本民主党 無所属 全国農 無所属	73 110 59 39 230 288.980 6.020 20 2	当日有権者数 1,255 投票総数 994 有効投票 983 無効投票 11

	○小林信一 島津久子 志村卯三郎 米内栄一	〃 〃 日本社会党 日本共産党	142 12 1	
昭和33. 5. 22	荻野豊平 ○金丸徳重 ○内田常雄 ○金丸信 ○田辺国男 鈴木正文 古屋貞雄 ○堀内一雄 雪江雪 平野力三 小林信一 堀内文美	自由民主党 日本社会党 自由民主党 〃 〃 無所属 日本社会党 自由民主党 日本共産党 無所属 〃 日本立農党	65 632.56 232 367.122 145 26 56 978.275 10 6 95 3.021	当日有権者数 1,278 投票者数 1,106 有効投票 1,093 無効投票 13
昭和35. 11. 20	雪江雪 堀内文美 古屋貞雄 ○金丸信 ○内田常雄 ○田辺国男 ○堀内一雄 ○小林信一 金丸徳重	日本共産党 日本立農党 日本社会党 自由民主党 〃 〃 〃 日本社会党 〃	7 6.014 66 86 334 73 395.985 64 43	当日有権者数 1,255 投票総数 1,083 有効投票 1,075 無効投票 8
昭和38. 11. 21	平出芳幸 ○田辺国男 ○金丸徳重 ○堀内一雄 堀内文美 ○金丸信 ○内田常雄 小林信一	日本共産党 自由民主党 日本社会党 自由民主党 日本立農党 自由民主党 〃 日本社会党	8 103 65 487 5 104 256 114	当日有権者数 1,372 投票総数 1,144 有効投票 1,144 無効投票 0
昭和42. 11. 29	○小林信一 平野力三 ○金丸信 田中徹	日本社会党 無所属 自由民主党 〃	208 16 81 213	

第四章 選挙

	平出芳幸 ○内田常雄 ○金丸徳重 ○中尾栄一 堀内文義 杉本広義	日本共産党 自由民主党 日本社会党 無所属 日本立農党 無所属	4 332 66 178 5 3	
昭和44. 12. 27	堀内文美 杉本広義 ○内田常雄 ○中尾栄一 ○小林信一 及川順郎 ○金丸徳重 ○金丸信幸 平出芳幸	日本立農党 無所属 自由民主党 〃 日本社会党 公明党 日本社会党 自由民主党 日本共産党	4 2 361 262 216 62 57 82 10	当日有権者数 1,368 投票総数 1,063 有効投票 1,056 無効投票 7
昭和47. 12. 10	○中尾栄一 ○内田常雄 ○金丸信行 日向美重 ○金丸徳重 ○小林信一	自由民主党 〃 〃 日本共産党 日本社会党 〃	477 237 175.596 39 44.403 125	当日有権者数 1,447 投票総数 1,115 有効投票 1,098 無効投票 17
昭和51. 12. 5	○堀内光雄 ○中尾栄一 ○鈴木強 ○金丸信幸 ○内田常雄 日向美行 小林信一 及川順郎 遠藤欣之助	自由民主党 〃 日本社会党 自由民主党 〃 日本共産党 日本社会党 公明党 民社党	522 472 69 112 92 20 98 34 5	当日有権者数 1,528 投票総数 1,439 有効投票 1,424 無効投票 15
昭和54. 10. 7	○堀内光雄 ○金丸信幸 鈴木強 ○中尾栄一 ○田辺国男 ○神沢浄 おいかわ順郎	自由民主党 〃 日本社会党 自由民主党 〃 日本社会党 公明党	630 190 420 371 96 59 37	当日有権者数 1,562 投票総数 1,443

	福田 とうし	日本共産党	7	
昭和55. 6. 23	○堀内 光雄	自由民主党	611	当日有権者数 1,568 投票総数 1,426 有効投票 1,405 無効投票 21
	○金丸 信	〃	189	
	○鈴木 強	日本社会党	71	
	○田辺 国男	自由民主党	86	
	○中尾 栄一	〃	348	
	神沢 浄	日本社会党	63	
	石丸 あきじ	日本共産党	14	
	おいかわ 順郎	公明党	23	

参議院地方選出議員選挙結果表 (○印当選者)

執行年月日	候補者の氏名	党派	得票数	備考
昭和22. 4. 20	○小宮山 常吉	無所属	欠資料	
	○平野 成子	日本社会党		
	古屋 貞雄	〃		
	阿部 淑子	日本共産党		
昭和25. 6. 4	○平林 太一	無所属	161	当日有権者数 1,225 投票総数 1,155 有効投票 1,119 無効投票 36
	雪江 雪	日本共産党	388	
	柳本 光三	民主自由党	226	
	中村 邦保	民主党	192	
	丸山 三郎	日本社会党	152	
昭和28. 4. 24	○広瀬 久忠	無所属	551	当日有権者数 1,262 投票総数 1,019 有効投票 959 無効投票 60
	鈴木 俊彦	〃	378	
	堀内 義之輔	日本社会党	30	
	篠原 貞夫	日本共産党		
昭和31. 7. 8	安田 敏雄	日本社会党	527	当日有権者数 1,280 投票総数 965 有効投票 928 無効投票 37
	○吉江 勝保	自由民主党	341	
	武井 治郎	無所属	18	
	田中 哲雄	〃	42	
昭和34. 6. 2	○安田 敏雄	日本社会党	614	当日有権者数 1,272 投票総数 1,035 有効投票 999 無効投票 36
	広瀬 久忠	自由民主党	385	
昭和37. 7. 1	足達 八郎	日本共産党	25	当日有権者数 1,295 投票総数 1,084 有効投票 1,037
	神沢 浄	日本社会党	414	
	平林 太一	無所属	49	

第四章 選挙

	○吉 江 勝 保	自由民主党	549	無効投票	47
昭和40. 7. 4	足 達 八 郎 安 田 敏 雄 ○広 瀬 久 忠	日本共産党 日本社会党 自由民主党	14 440 562	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,307 1,042 1,016 26
昭和43. 7. 7	○吉 江 勝 保 神 沢 浄 三 森 信	自由民主党 日本社会党 日本共産党	510 306 666	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,332 911 882 29
昭和45. 11. 1 (補欠)	○星 野 重 次 神 沢 浄 三 森 信	自由民主党 日本社会党 日本共産党	570 271 53	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,399 897 894 3
昭和46. 6. 27	大 沢 とおる ○神 沢 浄 三 森 信 成 沢 勇 記	自由民主党 日本社会党 日本共産党 無 所 属	428 406 53 47	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,407 958 934 24
昭和49. 7. 7	○中 村 太 郎 鈴 木 強 桜 井 真 作 中 沢 こ う め い 遠 藤 欣 之 助	自由民主党 日本社会党 日本共産党 公 明 党 民 社 党	688 366 48 32 14	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,495 1,179 1,148 31
昭和52. 7. 10	○ふるや 敬 雄 神 沢 浄 桜 井 真 作	自由民主党 日本社会党 日本共産党	945 294 36	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,525 1,298 1,275 23
昭和55. 6. 23	○中 村 太 郎 原 忠 三 桜 井 真 作	自由民主党 日本社会党 日本共産党	970 326 63	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,568 1,424 1,359 65
昭和58. 6. 26	○志村 てつろう 神 沢 浄 桜 井 真 作	自由民主党 日本社会党 日本共産党	1,235 168 17	当日有権者数 投票総数 有効投票 無効投票	1,662 1,439 1,420 19

山梨県知事選挙結果表（○印当選者）

執行年月日	候補者の氏名	党 派	得 票 数	備 考
昭和22. 4. 5	○吉 江 勝 保 松 沢 一 大 鷹 貴 祐	無 所 属 日本社会党 諸 派		外 2 名略す
昭和26. 4. 30	吉 江 勝 保 ○天 野 久	無 所 属 〃	469 710	当日有権者数 1,236 投票者数 1,226 有効投票 1,179 無効投票 47
昭和30. 2. 17	○天 野 久 金 丸 徳 重	無 所 属 〃	610 302	当日有権者数 1,245 投票総数 929 有効投票 912 無効投票 17
昭和34. 2. 1	○天 野 久 小 林 信 一	無 所 属 〃	670 380	当日有権者数 1,270 投票総数 1,056 有効投票 1,050 無効投票 6
昭和38. 1. 27	星 野 重 次 金 丸 徳 重 ○天 野 久	山梨県農協 政治連盟 無 所 属 自由民主党	348 151 592	当日有権者数 1,328 投票総数 1,096 有効投票 1,091 無効投票 5
昭和42. 1. 29	三 森 信 天 野 久 ○田 辺 国 男	日本共産党 自由民主党 無 所 属	6 448 667	
昭和46. 1. 31	○田 辺 国 男 田 中 てつお 日 向 美 行	無 所 属 〃 日本共産党	837 174 35	当日有権者数 1,416 投票総数 1,056 有効投票 1,046 無効投票 10
昭和50. 2. 1	○田 辺 国 男 鈴 木 強	無 所 属 〃	925 443	投票総数 1,374 有効投票 1,368 無効投票 6
昭和54. 2. 3	○望 月 幸 明 田 辺 国 男 福 田 ごうし	無 所 属 〃 日本共産党	561 853 17	当日有権者数 1,540 投票総数 1,434 有効投票 1,431 無効投票 3

第四章 選挙

昭和58. 1. 30	○望月幸明 桜井真作	無所属 日本共産党	1,189 90	当日有権者数 1,632 投票総数 1,290 有効投票 1,279 無効投票 11
-------------	---------------	--------------	-------------	---

県議会議員選挙結果表 (○印当選者)

執行年月日	候補者の氏名	党派	得票数	備考
昭和26. 4. 30	○米山泉	無所属	287	当日有権者数 1,236 投票総数 1,226 有効投票 1,206 無効投票 20
	○小林信太郎	〃	77	
	平井友秋	社民	8	
	○安田敏雄	社会党	191	
	石田賢作	無所属	462	
○藤江恭平	〃	181		
昭和30. 4. 23	○米山泉	日本民主党	191	当日有権者数 1,266 投票総数 1,121 有効投票 1,116 無効投票 5
	○井出与五左衛門	無所属	318	
	山崎彦八郎	〃	105	
	渡辺永作	〃	323	
高村福次郎	〃	179		
昭和34. 4. 23	○梶原武一郎	無所属	651	当日有権者数 1,275 投票総数 1,148 有効投票 1,145 無効投票 3
	○天野迪造	〃	286	
	米山泉	〃	208	
昭和38. 4. 17	○米山泉	自民党	482	— — —
	○梶原武一郎	〃	496	
	天野迪造	〃	266	
昭和42. 4. 15	○渡辺才助	無所属	493.454	当日有権者数 1,305 投票総数 1,228 有効投票 1,224 無効投票 4
	天野迪造	〃	139	
	○渡辺国夫	〃	591.545	
昭和46. 4. 11	○渡辺国夫	無所属	685.553	当日有権者数 1,397 投票総数 1,330 有効投票 1,326 無効投票 4
	高村ごんさく	〃	88	
	○渡辺金男	〃	552.406	
昭和50. 4. 13	○高村ごんさく	無所属	218	当日有権者数 1,495 投票総数 1,138 有効投票 1,118
	○中村あつよし	〃	834	
	ひるま富雄	日本共産党	66	

				無効投票	20
昭和54. 4. 8	○高村 朝次	無所属	563	当日有権者数	1,552
	○高村 こんさく	〃	425	投票総数	1,480
	中村 あつよし	〃	481	有効投票	1,469
				無効投票	11
昭和58. 4. 10	高村 あさじ	自由民主党	549.626	当日有権者数	1,645
	天野 秋弘	日本共産党	5	投票総数	1,605
	○さすが きくみ	無所属	717	有効投票	1,599
	○高村 こんさく	自由民主党	327.373	無効投票	6

- (注) 1、村長選挙結果表および村議会議員選挙結果表については当日有権者数、得票数等において公式資料を欠くので省略した。
- 2、歴代村長、歴代村議会議員の在職期間の明細は第1章第1節および第2節に掲載した。

第三節 選挙管理委員会

選挙は、国民が国政、地方自治行政に参与するための基本的権利の行使であるから、その執行は独立した公正な機関によって運営管理されなければならない。この観点に立って選挙管理委員会は設置される。

太平洋戦争以前は選挙の執行は都道府県知事、市町村長管理下においてなされていた。昭和二十二年四月地方自治法の公布によって普通地方公共団体に選挙執行機関として選挙管理委員会の設置が義務づけられた。選挙管理委員会は市町村長の支配から離れ独立した機関として選挙管理事務に従う。一般行政の介入を排除して公正な運営をなさんがためである。

本村の委員会は四名の委員によって構成されている。さらに同数の補充員が置かれており、委員が欠けた場合このうちから補充される。委員、補充員は村議会において選挙される。任期は四年で非常勤の地方公務員である。選挙管理委員は、村議会議員、村長等の選挙権を有する者でなければならず、その選挙権を失えば失職する。

選挙管理委員会を行政的に位置づけると、中央選挙管理委員会があつ

て、これは参議院全国区の選挙および最高裁判所裁判官国民審査を管掌する。自治省の付属機関として、その所管事務について都道府県選管を指揮監督する。都道府県選挙管理委員会は衆議院議員、参議院地方選出議員ならびに都道府県議会議員および都道府県知事の選挙事務を管掌する。また参議院全国区選出議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査について選挙分会、審査分会を設置し事務を総括する。市町村選管に対してはこれらの事務を指揮監督するのである。

市町村選挙管理委員会の行う事務は随時執行される。まず選挙人名簿の調整がある。選挙人名簿は昭和四十年選挙法の一部が改正されるまでは毎年度調整替えされていた。すなわち毎年九月十五日現在によりその日まで引き続き三年以上に村に居住していた者を調査し、十月三十一日までに基本名簿を調整する。この名簿は十一月五日から十五日間一般有権者に縦覧し不備を修正し、十二月二十日にこれを確定し基本名簿とする。この名簿は次年度に執行されるすべての選挙に使われる。また別に補充名簿がある。これは選挙の行われる都度作製される基本名簿の補充である。

昭和四十年の法改正では永久選挙人名簿の制度がとりいれられた。この名簿は住民基本台帳に記録された事項に基づいて有権者を認定して調製される。有権者一人を一票のカードに登録し、世帯順に綴られ収納されている。さらにこれが正確を期するため毎年九月一日現在で全有権者の確認をして九月十日までにこれを終了することを義務づけられている。なお選挙があるつど補正登録が行われることになっている。

本村の現在に至るまでの選挙管理委員は別表のとおりである。

選挙管理委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺 繁範	昭和三・一〇・六	昭和四・一〇・六

佐藤 好藏	〃 三・一〇・六	〃 四・一〇・六
渡辺 将登	〃 三・一〇・六	〃 三・一・五
渡辺 傳治	〃 三・一〇・六	〃 四・一〇・六
渡辺 輝	〃 三・二・九	〃 四・一〇・六

